

(様式第 3 号)

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業
重要事項説明書
(介護保険)

この「指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業重要事項説明書」は、公益財団法人寝屋川市保健福祉公社(以下「事業者」という。)とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 74 条〔指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 74 条〕の準用規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを、事業者が説明するものです。

公益財団法人寝屋川市保健福祉公社
寝屋川市訪問看護ステーション

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業を提供する事業者

(1) 事業者名称	公益財団法人寝屋川市保健福祉公社
(2) 代表者氏名	理事長 原田 立雄
(3) 所在地 連絡先	大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号 電話番号 072-838-0421 FAX 072-838-0479 ホームページ http://www.neyagawa-kosha.or.jp
(4) 設立年月日	平成 24 年 4 月 1 日

2. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業を担当する事業所

(1) 事業所名称	寝屋川市訪問看護ステーション (指定事業所番号 大阪府 2760390050 号)
(2) 事業所所在地 連絡先	大阪府寝屋川市池田西町 28 番 22 号 寝屋川市立保健福祉センター内 電話番号 072-838-1186 FAX 072-838-0479
(3) 事業所管理者	荒木 さおり
(4) 事業実施地域	寝屋川市
(5) その他指定	指定訪問看護事業者(健康保険法) 生活保護法指定医療機関 被爆者一般疾病医療機関 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療) 指定自立支援医療機関(精神通院医療)

3. 事業の目的

公社の専門職員が疾病または負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にあり主治の医師（以下「主治医」という。）が必要と認めた者に対し、快適な在宅生活を送るための支援を提供することを目的とする。

4. 事業の運営方針

(1) 指定訪問看護事業の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能

の維持回復を目指すものとします。

(2) 指定介護予防訪問看護事業の運営方針

利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとします。

5. 事業所窓口の営業日、営業時間等

(1) 営業日	月曜日から金曜日（ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）
(2) 休業日	土曜日、日曜日、祝日および12月29日から翌年1月3日まで
(3) 営業時間	午前9時から午後5時30分まで
(4) サービス提供日	通常、営業日と同様。ただし、特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。
(5) サービス提供時間	午前6時から午後10時まで

6. 事業所の従業者体制

職種・職務の内容	員数
(1) 管理者（※看護職員を兼務） 管理者は、職員に、この規程を遵守させるために必要な指導命令を行うとともに、適切な事業運営が行われるよう総括します。	常勤 1人
(2) 看護職員 看護職員は、主治医が交付する指示書に基づきサービスの提供にあたります。	常勤2人(管理者含む.) 看護師1人・准看護師1人 非常勤3人 看護師2人・准看護師1人
(3) 事務職員 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。	非常勤 1人

7. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの内容

- (1) 訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕の作成および訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕の作成
- (2) 病状および心身の状況の観察
- (3) 清拭および洗髪等による清潔の保持
- (4) 食事、排せつおよびその他日常生活の世話
- (5) じょく瘡の予防および処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活および介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他主医師の指示による医療処置

8. 看護職員の禁止行為

看護職員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の同居家族等に対するサービス提供
- (4) 利用者の居宅での飲酒、喫煙および飲食
- (5) 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- (6) その他利用者または家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの利用料と自己負担額

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの利用料と自己負担額は、別紙「指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービス利用料について」のとおりです。なお、詳しく知りたい場合は、契約時に別途お見積り致します。

10. サービス利用料等の請求と支払い方法

- (1) 利用料等の請求

利用料等の請求書は、実際に受けられたサービスごとに計算した利用明細書を添えて利用月の翌月 20 日までに利用者あてにお届けします。

(2) 利用料等の支払い

請求書をご確認のうえ、月末までに現金でお支払いください。なお、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者あての領収書を発行します。

11. サービスの提供を開始するまでの流れ

- (1) 指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕サービスの利用をご希望される場合、訪問看護〔介護予防訪問看護〕サービス利用申請書に必要事項をご記入の上、事業者へ提出してください。（※被保険者証の記載内容を確認させていただきます。）
- (2) 利用申請書を提出していただきましたら、事業者と指定訪問看護〔介護予防訪問看護〕サービス利用の契約を取り交わします。契約書は大切に保管してください。
- (3) 契約の締結後、看護職員（准看護師を除く。）が居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に沿って主治医の指示書を基に訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕を作成します。なお、作成した訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕は、利用者またはご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) 訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕の内容に同意をしていただきましたら、その計画に基づいてサービスが開始されます。なお、この計画は2通作成し、利用者と事業者、各自1通ずつ保有します。
- (5) サービスの提供は、看護職員が訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕に基づいて行います。

12. 身分証明書の携行

看護職員は、常に身分証明書を携行し、利用者またはその家族などから提示を求められた時は、いつでも提示します。

13. 看護職員の配置について

訪問する看護職員の配置は、多面的な視点で利用者に関わることを目的に、ローテーション制を採用しています。

14. 記録の保管

- (1) 事業者は、従業者ならびに設備、備品および会計に関する諸記録を整備するとともに、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、そのサービス満了の日から5年間保管します。
- (2) 利用者は、サービスの提供に関する諸記録の閲覧および写しを請求することができます。写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

15. 緊急時における対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医、救急隊およびご家族へ連絡します。

16. 事故発生時における対応方法

利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、主治医、寝屋川市(保険者)、ご家族および利用者に係る居宅介護支援事業者等へ連絡を行います。

また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者は自己の責に帰すべき理由がなかった場合はこの限りではありません。

なお、事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

加入保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険の種類と内容	訪問看護事業者（ステーション）賠償責任保険 ア 普通損害賠償責任 イ 管理財物損壊補償 ウ 業務拡張補償 エ 人格権侵害補償 オ 初期対応費用 カ 被害者治療費等補償

17. 個人情報保護と秘密の保持

- (1) 事業者は、収集した利用者およびその家族等の個人情報については、利用者およびその家族に提示した利用目的以外には原則的に利用しないものとし、その情報を外部へ提供する場合は、事前に文書で利用者およびその家族等の同意を得た上で行います。
- (2) 事業者は、業務上知り得た利用者およびその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この契約が終了した後も同様です。
- (3) 事業者は、利用者およびその家族等の個人情報の記録を、善良な管理者の注意をもって管理し、当該記録を処分する際は、第三者への漏洩を防ぐための措置をとります。
- (4) 事業者は、職員が在職中に知ることのできた利用者およびその家族等に関する秘密を、退職後も第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

18. 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) 成年後見制度に関する情報の提供を行います。
- (3) サービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを寝屋川市（保険者）に通報します。

19. 相談、苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 寝屋川市訪問看護ステーション	所在地 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分 電話番号 072-838-1186 ファックス番号 072-838-0479 担 当 荒 木 さ お り
【市町村（保険者）の窓口】 寝屋川市高齢介護室	所在地 寝屋川市池田西町 28 番 22 号 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 30 分 電話番号 072-838-0518 ファックス番号 072-838-0102

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 受付時間 午前9時～午後5時 電話番号 06-6949-5446
--	---

※ 市町村の窓口及び公的団体の窓口は、ご本人さまの保険者によって異なります。お手持ちの被保険者証の記載内容をご確認ください。

20. 重要事項の説明年月日

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私は、この重要事項説明書に基づき、重要事項を説明しました。

【事業者】

事業者名称 公益財団法人寝屋川市保健福祉公社
代表者氏名 理事長 原 田 立 雄
事業所名称 寝屋川市訪問看護ステーション

説明者氏名 _____ (印)

私は、この重要事項説明書に基づいて事業者の説明を受けました。

【ご本人さま】

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

【署名代行者】

私は本人の意思を確認のうえ、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

[署名代行の理由： _____]

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

[利用者との続柄： _____]

以下余白

(別紙 1)

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービス利用料について

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの利用料及び自己負担額(介護保険適用分)について

(1) 介護保険の対象となるサービスの利用料と自己負担額は、以下のとおりです。

(単位：円／回)

項 目		利用料	自己負担額(1割)	
訪問看護費・ 介護予防訪問看護費	30分未満	5,138	514	
	30分以上1時間未満	9,040	904	
	1時間以上1時間30分未満	12,400	1,240	
	※上記利用料は看護師が訪問した場合です。准看護師の訪問の場合、上記料金の90%で算定します。 ※早朝(午前6時から午前8時)または夜間(午後6時から午後10時)にサービスを提供した場合は、上記料金に25%を加算します。			
	特別管理加算(Ⅰ) ※1	5,420	542	
	特別管理加算(Ⅱ)	2,710	271	
	長時間訪問看護加算(1回につき) ※2	3,252	326	
	複数名訪問加算 (1回につき) ※3	30分未満	2,753	276
		30分以上	4,357	436
	初回加算 ※4	3,252	326	
	退院時共同指導加算 ※5	6,504	651	
看護・介護職員連携強化加算 ※6	2,710	271		

※1 サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。対象となる場合は、別途ご説明いたします。

※2 特別管理加算の対象となる利用者に対して所要時間1時間以上1時間30分未満のサービスの提供を行った後に引続きサービスを提供し、提供時間が1時間30分以上となる場合に加算します。

- ※3 利用者またはご家族の同意の上、同時に複数の看護職員がサービスを提供する場合に加算します。
- ※4 新規に訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕を作成した利用者に対して、訪問看護を提供した場合に初回の訪問看護を行った月に加算します。
- ※5 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に退院又は退所後の初回の訪問看護の際に、1回（特別な管理を要する者である場合、2回）に限り算定できること。
- ※6 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合。

(2) サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画および訪問看護計画〔介護予防訪問看護計画〕に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに計画の見直しを行いません。

2. その他の費用等について

(1) 介護保険対象外となる利用料

サービスを提供するにあたって、以下の内容に該当する場合は介護保険の対象外となりますので、介護保険サービスの自己負担額に以下の料金が追加されます。

項目	内容	料金(税込)
交通費 ※1	事業所から片道 5 km 未満	200 円
	事業所から片道 5 km から 10km 未満	400 円
	事業所から片道 10km 以上	400 円に 2km ごとに 100 円加算
死後の処置	サービスと連続して行った場合	10,000 円
キャンセル料 ※2	訪問した際に不在だった場合	500 円

※1 利用者のお住まいが寝屋川市以外で、事業者の自動車やバイクを使用した場合。なお、公共交通機関を使用した場合はその実費をご請求いたします。

※2 利用者に体調不良などの正当な理由がある場合はご請求いたしません。

- (2) サービス提供のために利用する電気、ガス、水道、電話等の費用については、利用者のご負担となります。
- (3) 介護保険制度では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて、1か月あたりの保険給付の上限額（支給限度基準額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者の自己負担額は利用料の1割負担となりますが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者のご負担となります。
- (4) 利用者の自己負担額は、原則利用料の1割負担となりますが、時効消滅した未納保険料がある場合、寝屋川市から保険料の減免または公費負担医療制度を受けている場合は、この限りではありません。
- (5) 利用者が要介護〔要支援〕認定を受けていない場合には、サービス利用料の全額を一旦お支払いただきます。要介護〔要支援〕の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から差し戻されます。（償還払い）
この償還払いとなる場合、利用者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- (6) 利用者の病状が悪化したときに主治医から特別訪問看護指示書が交付される場合があります。（指示有効期間は指示日から最長14日まで。）この場合は介護保険ではなく医療保険でのサービスとなりますので、別途契約が必要となります。

以 上